

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年6月20日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

みどりハイム 居室洗面所漏水修理(102号室)

2 履行(納品)場所

横浜市みどりハイム

3 契約日

令和4年5月24日

4 履行日又は履行期間

令和4年5月24日

5 契約金額

22,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

大川物産株式会社

横浜市鶴見区寛政町10番地2号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

みどりハイムの102号室で5月23日夜間から洗面所の漏水が続き、5月24日朝の時点で洗面所の周囲が水浸しとなり、入居者の生活に著しい支障が生じていたため

8 契約の相手方の選定理由

みどりハイムの水回りの修理実績があり配管等を熟知しており、かつ、迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる業者であるため

9 所管課

こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課みどりハイム